

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改 正 案

現 行

<p>（計算関係書類の監事監査報告の内容） 第二十五条（略）</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 会計方針の変更</p> <p>二・三（略）</p> <p>（特定金庫における計算関係書類の監査） 第二十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第百十四条第一項第六号において同じ。）に関する注記に係る事項</p> <p>二 会計方針の変更</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（計算関係書類の監事監査報告の内容） 第二十五条（略）</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 正当な理由による会計方針の変更</p> <p>二・三（略）</p> <p>（特定金庫における計算関係書類の監査） 第二十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第百十四条第一項第六号において同じ。）に関する注記に係る事項</p> <p>二 正当な理由による会計方針の変更</p> <p>三・四（略）</p>
--	--

(削る)

4 |

(略)

4 |

当該事業年度に係る計算関係書類の監査をする時における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る計算関係書類に表示すべき事項をいう。以下この項において同じ。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものに修正されている場合において、当該事業年度に係る計算関係書類が当該修正後の過年度事項を前提として作成されているときは、会計監査人は、当該修正に係る事項をも、監査しなければならない。

5 |

(略)



○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第2号

改正案				現行			
別紙様式第2号 (第21条第1項関係)				別紙様式第2号 (第21条第1項関係)			
第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表 (略)				第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表 (略)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
当 座 貸 越		未 払 費 用		当 座 貸 越		未 払 費 用	
外 国 為 替		給 付 補 填 備 金		外 国 為 替		給 付 補 て ん 備 金	
外 国 他 店 預 け		未 払 法 人 税 等		外 国 他 店 預 け		未 払 法 人 税 等	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)			
(3) <u>会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)</u>				(3) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</u>			
				① <u>会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</u>			
				② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u>			
(4)~(5) (略)				(4)~(5) (略)			
2. ~9. (略)				2. ~9. (略)			



○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第3号

改正案	現行
<p><u>る遡及適用をいう。以下この12.において同じ。)</u>又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この12.において同じ。)を行つた場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金(当期首残高)を<u>区分表示すること。</u></p>	



改正案	現行
<p><b>別紙様式第6号</b> (第21条第1項関係)</p> <p>第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2. ～9. (略)</p>	<p><b>別紙様式第6号</b> (第21条第1項関係)</p> <p>第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2. ～9. (略)</p>



改正案						現行						
別紙様式第9号 (第113条第1項関係)						別紙様式第9号 (第113条第1項関係)						
(日本工業規格A4)						(日本工業規格A4)						
業 務 報 告 書 (略)						業 務 報 告 書 (略)						
第 1 事 業 概 況 書						第 1 事 業 概 況 書						
第 期 ( 年 月 日から 年 月 日まで )						第 期 ( 年 月 日から 年 月 日まで )						
1. ~14. (略)						1. ~14. (略)						
15. 単体自己資本比率 当期末現在						15. 単体自己資本比率 当期末現在						
信用リスク・アセット算出手法						信用リスク・アセット算出手法						
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	
出資金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円	出資金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円	
非累積的永久優先出 資			他の金融機関の資本調達 手段の意図的な保有相当 額			非累積的永久優先出 資			他の金融機関の資本調達 手段の意図的な保有相当 額			
優先出資申込証拠金						優先出資申込証拠金						
資本準備金			負債性資本調達手段 及びこれに準ずるもの			資本準備金			負債性資本調達手段 及びこれに準ずるもの			
その他資本剰余金						その他資本剰余金						
利益準備金			期限付劣後債務及び 期限付優先出資並び にこれらに準ずるもの			利益準備金			期限付劣後債務及び 期限付優先出資並び にこれらに準ずるもの			
特別積立金						特別積立金						
繰越金 (当期末残高)						次期繰越金						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(記載上の注意)						(記載上の注意)						
1. ~4. (略)						1. ~4. (略)						
5. 適及適用 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する 適及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え (同条第52項に規定する 財務諸表の組替えをいう。) 又は修正再表示 (同条第53項に規定する修正再表示をいう。 以下この様式において同じ。) により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告 時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。						(新設)						
第2 貸 借 対 照 表 (略)						第2 貸 借 対 照 表 (略)						
科 目	金 額	科 目		金 額	科 目		金 額	科 目		金 額		

改正案				現行			
(略) 当座貸越 外国為替 外国他店預け (略)		(略) 未払費用 給付補填備金 未払法人税等 (略)		(略) 当座貸越 外国為替 外国他店預け (略)		(略) 未払費用 給付補てん備金 未払法人税等 (略)	
(記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)・(2) (略) <u>(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)</u> (4)~(5) (略) 2. ~9. (略)				(記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)・(2) (略) <u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</u> ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容 ② 表示方法を変更したときは、その内容 (4)~(5) (略) 2. ~9. (略)			
<u>第3 損益計算書</u> 第 期 (            年 月 日から 年 月 日まで )				<u>第3 損益計算書</u> 第 期 (            年 月 日から 年 月 日まで )			
(労働金庫名)				(労働金庫名)			
科 目		金 額		科 目		金 額	
(略)		(略)		(略)		(略)	
その他の業務収益	×××			その他の業務収益	×××		
<u>その他の経常収益</u>	<u>×××</u>			<u>その他の経常収益</u>	<u>×××</u>		
貸倒引当金戻入益	×××						
償却債権取立益	×××						
株式等売却益	×××			株式等売却益	×××		
(略)		(略)		(略)		(略)	
資金調達費用	×××			資金調達費用	×××		
預金利息	×××			預金利息	×××		
<u>給付補填備金繰入額</u>	<u>×××</u>			<u>給付補てん備金繰入額</u>	<u>×××</u>		
(略)		(略)		(略)		(略)	
特別利益		×××		特別利益		×××	
固定資産処分益	×××			固定資産処分益	×××		
<u>負ののれん発生益</u>	<u>×××</u>			<u>負ののれん発生益</u>	<u>×××</u>		
				<u>貸倒引当金戻入益</u>	<u>×××</u>		
				<u>償却債権取立益</u>	<u>×××</u>		
金融商品取引責任準備金取崩額	×××			金融商品取引責任準備金取崩額	×××		
(略)		(略)		(略)		(略)	
当期純利益(又は当期純損失)		×××		当期純利益(又は当期純損失)		×××	



○労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号) 別紙様式第9号

改正案	現行
繰越金(当期末残高)	次期繰越金
(以下略)	(以下略)

改正案	現行
<p>別紙様式第9号の2 (第113条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">連結業務報告書 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書           ( 年 月 日まで )</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 連結自己資本比率の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p><u>5. 遡及適用 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和51年大蔵省令第28号) 第2条第43号に規定する遡及適用をいう。)、連結財務諸表の組替え (同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。)) 又は修正再表示 (同条第45号に規定する修正再表示をいう。)) により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2 連結財務諸表</u></p> <p>1. (略)</p> <p style="text-align: center;">2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2、第14条の3及び第14条の5から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)</u></p> <p>(4)~(15) (略)</p> <p><u>(16) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</u></p> <p>(17)~(20) (略)</p> <p>2. ~ 7. (略)</p> <p style="text-align: center;">3. ( 年 月 日から ) 連結損益計算書           ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>	<p>別紙様式第9号の2 (第113条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">連結業務報告書 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書           ( 年 月 日まで )</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 連結自己資本比率の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ~ 4. (略) (新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2 連結財務諸表</u></p> <p>1. (略)</p> <p style="text-align: center;">2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(4)~(15) (略)</p> <p><u>(16) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和51年大蔵省令第28号) 第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</u></p> <p>(17)~(20) (略)</p> <p>2. ~ 7. (略)</p> <p style="text-align: center;">3. ( 年 月 日から ) 連結損益計算書           ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>

改正案		現行	
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)
その他業務収益	×××	その他業務収益	×××
<u>その他経常収益</u>	<u>×××</u>	<u>その他経常収益</u>	<u>×××</u>
貸倒引当金戻入益	×××		
償却債権取立益	×××		
<u>その他の経常収益</u>	<u>×××</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)
資金調達費用	×××	資金調達費用	×××
預金利息	×××	預金利息	×××
給付補填備金繰入額	×××	給付補てん備金繰入額	×××
(略)	(略)	(略)	(略)
特別利益	×××	特別利益	×××
固定資産処分益	×××	固定資産処分益	×××
<u>負ののれん発生益</u>	<u>×××</u>	<u>負ののれん発生益</u>	<u>×××</u>
		<u>貸倒引当金戻入益</u>	<u>×××</u>
		<u>償却債権取立益</u>	<u>×××</u>
その他の特別利益	×××	その他の特別利益	×××
(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1.・2. (略)		1.・2. (略)	
3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、 <u>非経常的な利益又は損失</u> を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 <u>経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。</u>		3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、 <u>前期損益修正その他異常な利益又は損失</u> を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 <u>経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</u>	
4. ~7. (略)		4. ~7. (略)	
(以下略)		(以下略)	

改正案						現行					
別紙様式第 10 号 (第 113 条第 1 項関係)						別紙様式第 10 号 (第 113 条第 1 項関係)					
(日本工業規格 A 4)						(日本工業規格 A 4)					
業 務 報 告 書 (略) 第 1 事 業 概 況 書 (略)						業 務 報 告 書 (略) 第 1 事 業 概 況 書 (略)					
1. ～ 8. (略)						1. ～ 8. (略)					
9. 貸出金						9. 貸出金					
当期末残高内訳						当期末残高内訳					
I (略)						I (略)					
II 貸出先別						II 貸出先別					
区 分		先 数	金 額	一先当たり金額		区 分		先 数	金 額	一先当たり金額	
会 員		先	百万円	百万円		会 員		先	百万円	百万円	
会 員 外						会 員 外					
うち日本勤労者住宅協会						うち日本勤労者住宅協会					
独立行政法人勤労者退職金共済機構等						独立行政法人雇用・能力開発機構等					
地 方 公 社 等						地 方 公 社 等					
そ の 他						そ の 他					
合 計						合 計					
(記載上の注意)						(記載上の注意)					
1. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等は、労働金庫法施行令第 3 条第 7 号に該当するものを記載すること。						1. 独立行政法人雇用・能力開発機構等は、労働金庫法施行令第 3 条第 7 号に該当するものを記載すること。					
2. (略)						2. (略)					
III～VI (略)						III～VI (略)					
10. ～14. (略)						10. ～14. (略)					
15. 単体自己資本比率						15. 単体自己資本比率					
当期末現在						当期末現在					
			信用リスク・アセット算出手法						信用リスク・アセット算出手法		
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B)	百万円	百万円	出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B)	百万円	百万円

改正案						現行											
	非累積的永久優先出資			(C) 他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額					(C) 他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額								
	優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの					負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの								
	資本準備金																
	その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの					期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの								
	利益準備金																
	特別積立金																
	繰越金(当期末残高)																
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(記載上の注意)						(記載上の注意)											
1. ~ 4. (略)						1. ~ 4. (略)											
5. 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。						5. 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。											
<u>第2 貸借対照表</u>						<u>第2 貸借対照表</u>											
(略)						(略)											
(記載上の注意)						(記載上の注意)											
1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。						1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。											
(1)・(2) (略)						(1)・(2) (略)											
(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)						(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)											
						① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容											
						② 表示方法を変更したときは、その内容											
(4)~(5) (略)						(4)~(5) (略)											
2. ~ 9. (略)						2. ~ 9. (略)											
<u>第3 損益計算書</u>						<u>第3 損益計算書</u>											
第 期 ( 年 月 日から )						第 期 ( 年 月 日から )											
( 年 月 日まで )						( 年 月 日まで )											
(労働金庫連合会名)						(労働金庫連合会名)											
科 目			金 額			科 目			金 額								
(略)			(略)			(略)			(略)								

改正案		現行																																																															
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">その他の業務収益</td><td style="width: 20%; text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>その他経常収益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>貸倒引当金戻入益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>償却債権取立益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>株式等売却益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>特別利益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>固定資産処分益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>負ののれん発生益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>金融商品取引責任準備金取崩額</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>当期純利益(又は当期純損失)</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>繰越金(当期首残高)</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>・ ・ ・ ・ 積立金取崩額</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	その他の業務収益	×××	その他経常収益	×××	貸倒引当金戻入益	×××	償却債権取立益	×××	株式等売却益	×××	(略)	(略)	特別利益	×××	固定資産処分益	×××	負ののれん発生益	×××			金融商品取引責任準備金取崩額	×××	(略)	(略)	当期純利益(又は当期純損失)	×××	繰越金(当期首残高)	×××	・ ・ ・ ・ 積立金取崩額	×××	(略)	(略)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">その他の業務収益</td><td style="width: 20%; text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>その他経常収益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>株式等売却益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>特別利益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>固定資産処分益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>負ののれん発生益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>貸倒引当金戻入益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>償却債権取立益</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>金融商品取引責任準備金取崩額</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>当期純利益(又は当期純損失)</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>前期繰越金</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td>・ ・ ・ ・ 積立金取崩額</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	その他の業務収益	×××	その他経常収益	×××			株式等売却益	×××	(略)	(略)	特別利益	×××	固定資産処分益	×××	負ののれん発生益	×××	貸倒引当金戻入益	×××	償却債権取立益	×××	金融商品取引責任準備金取崩額	×××	(略)	(略)	当期純利益(又は当期純損失)	×××	前期繰越金	×××	・ ・ ・ ・ 積立金取崩額	×××	(略)	(略)
その他の業務収益	×××																																																																
その他経常収益	×××																																																																
貸倒引当金戻入益	×××																																																																
償却債権取立益	×××																																																																
株式等売却益	×××																																																																
(略)	(略)																																																																
特別利益	×××																																																																
固定資産処分益	×××																																																																
負ののれん発生益	×××																																																																
金融商品取引責任準備金取崩額	×××																																																																
(略)	(略)																																																																
当期純利益(又は当期純損失)	×××																																																																
繰越金(当期首残高)	×××																																																																
・ ・ ・ ・ 積立金取崩額	×××																																																																
(略)	(略)																																																																
その他の業務収益	×××																																																																
その他経常収益	×××																																																																
株式等売却益	×××																																																																
(略)	(略)																																																																
特別利益	×××																																																																
固定資産処分益	×××																																																																
負ののれん発生益	×××																																																																
貸倒引当金戻入益	×××																																																																
償却債権取立益	×××																																																																
金融商品取引責任準備金取崩額	×××																																																																
(略)	(略)																																																																
当期純利益(又は当期純損失)	×××																																																																
前期繰越金	×××																																																																
・ ・ ・ ・ 積立金取崩額	×××																																																																
(略)	(略)																																																																
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。</p> <p>ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。</p> <p>5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、繰越金(当期首残高)の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。</p> <p>6. ～11. (略)</p> <p>12. 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金(当期首残高)を区分表示すること。</p>		<p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前期損益修正その他異常な損失を記載すること。</p> <p>ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。</p> <p>6. ～11. (略)</p> <p>(新設)</p>																																																															
<p>(略)</p> <p>第5 剰余金処分計算書</p> <p>第 期 (      年 月 日から           年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(労働金庫連合会名)</p>		<p>(略)</p> <p>第5 剰余金処分計算書</p> <p>第 期 (      年 月 日から           年 月 日まで )</p> <p style="text-align: right;">(労働金庫連合会名)</p>																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">科 目</td><td style="width: 20%;">金 額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>特 別 積 立 金</td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td></tr> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	特 別 積 立 金						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">科 目</td><td style="width: 20%;">金 額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>特 別 積 立 金</td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td></tr> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	特 別 積 立 金																																																	
科 目	金 額																																																																
(略)	(略)																																																																
特 別 積 立 金																																																																	
科 目	金 額																																																																
(略)	(略)																																																																
特 別 積 立 金																																																																	



改正案	現行
<p>別紙様式第 10 号の 2 (第 113 条第 2 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 ( 年 月 日から ) 事業概況書 ( 年 月 日まで )</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 連結自己資本比率の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. <u>遡及適用 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。)、連結財務諸表の組替え (同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。)</u> 又は修正再表示 (同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。) により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">第 2 連結財務諸表</p> <p>1. (略)</p> <p style="text-align: center;">2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 14 条の 2、第 14 条の 3 及び第 14 条の 5 から第 14 条の 8 までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)</u></p> <p>(4)~(20) (略)</p> <p>2. ~ 7. (略)</p> <p style="text-align: center;">3. ( 年 月 日から ) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 ( 年 月 日まで )</p> <p>(略)</p> <p>(1) 連結損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	<p>別紙様式第 10 号の 2 (第 113 条第 2 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 ( 年 月 日から ) 事業概況書 ( 年 月 日まで )</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 連結自己資本比率の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ~ 4. (略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第 2 連結財務諸表</p> <p>1. (略)</p> <p style="text-align: center;">2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(4)~(20) (略)</p> <p>2. ~ 7. (略)</p> <p style="text-align: center;">3. ( 年 月 日から ) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 ( 年 月 日まで )</p> <p>(略)</p> <p>(1) 連結損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>

改正案		現行	
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)
その他業務収益	×××	その他業務収益	×××
その他経常収益	×××	その他経常収益	×××
貸倒引当金戻入益	×××		
償却債権取立益	×××		
その他の経常収益	×××		
経常費用	×××	経常費用	×××
(略)	(略)	(略)	(略)
特別利益	×××	特別利益	×××
固定資産処分益	×××	固定資産処分益	×××
負ののれん発生益	×××	負ののれん発生益	×××
		貸倒引当金戻入益	×××
		償却債権取立益	×××
その他の特別利益	×××	その他の特別利益	×××
(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1.・2. (略)		1.・2. (略)	
3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、 <u>非経常的な利益又は損失を記載すること。</u> ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 <u>経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。</u>		3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、 <u>前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。</u> ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 <u>経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</u>	
4. ~7. (略)		4. ~7. (略)	
(2) 連結包括利益計算書 (略)		(2) 連結包括利益計算書 (略)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1. ~3. (略)		1. ~3. (略)	
4. <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することを妨げない。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。</u>		4. <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</u>	
5. <u>当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4. の注記と併せて記載することを妨げない。</u>		(新設)	
(3) 連結損益及び包括利益計算書 (略)		(3) 連結損益及び包括利益計算書 (略)	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)

改正案		現行	
その他業務収益	×××	その他業務収益	×××
その他経常収益	×××	その他経常収益	×××
貸倒引当金戻入益	×××		
償却債権取立益	×××		
その他の経常収益	×××		
経常費用	×××	経常費用	×××
(略)	(略)	(略)	(略)
特別利益	×××	特別利益	×××
固定資産処分益	×××	固定資産処分益	×××
負ののれん発生益	×××	負ののれん発生益	×××
		貸倒引当金戻入益	×××
		償却債権取立益	×××
その他の特別利益	×××	その他の特別利益	×××
(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1.・2. (略)		1.・2. (略)	
3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、 <u>非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。</u> ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 <u>経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。</u>		3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、 <u>前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。</u> ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 <u>経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</u>	
4. ~8. (略)		4. ~8. (略)	
9. <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することを妨げない。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。</u>		9. <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</u>	
10. <u>当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記9. の注記と併せて記載することを妨げない。</u>		(新設)	
(以下略)		(以下略)	